

(仮訳)

食薬署が日本産輸入食品に対して添付すべき証明書類について定めた認定の原則

食品薬物管理署（以下「食薬署」という。）は、マスコミが報道した「多くの台湾業者が、現在まで食品薬物管理署はどのような証明書類が認可した証明書類であるのかを説明できず、輸入申請作業を混乱させていると不平をこぼしており、業者は政策が実施されて非常に大きな衝撃を受けることを心配している」との報道内容に対し、以下説明する。

食薬署は添付すべき証明書類の様式について、以下証明書類の認定原則を策定するとともに、「日本産輸入食品に対する産地証明書類及び放射性物質検査証明書類の添付義務に関する説明資料」を作成した。また、業者からよくある質問に対し、本署は食薬署のHPの日本産食品管理作業専門ページ

(<http://www.fda.gov.tw/TC/siteContent.aspx?sid=4490#.VVQhBkoVGUk>)

にQ&Aを設置しており、各界が内容を把握することによって、業者は輸入申請を政策に沿って進めることができる。

一 産地証明書類：

(一) 日本の政府が発行する産地（産地を都道府県まで註記するもの）証明書類及びその他の産地（産地を都道府県まで註記するもの）を証明できる書類：

- ① 日本の政府（中央或いは地方公共団体）の産地証明
- ② 検疫証明
- ③ 自由販売証明
- ④ 衛生証明

(二) 日本の政府（中央或いは地方公共団体）が認可／授権／指定／委託した機構が発行する産地を証明する書類。例えば、経済産業省が公表した日本商工会議所が発行する産地証明書類。

(三) 前述2つ以外の書類について、本署は駐日機関を通じて認定する。

二 放射性物質検査証明書類

(一) 日本の政府（中央又は地方公共団体）が公表した放射性物質検査機構が発行する書類。

(二) その他の日本の政府、国際認証機関が放射性物質検査を行うものとして認証した機構が発行する書類。

この2つの公告は、国民の食の安全を確保するために必要な措置であり、且つ国際的にも一部の国の日本産食品に対する管理方法と同じである。我が国の消費者の健康と権利を維持保護し、国民に安全で安心な食品を提供できるよう、政府及び業者が共同して努力する目標である。

添付 1：日本産輸入食品に対する産地証明書類及び放射性物質検査証明書類の添付義務に関する説明

添付 2-1：経済産業省が公表した日本商工会議所のリスト

添付 2-2：東京商工会所の証明書様式

添付 3：日本農林水産省が公表した検査実験室

日本産輸入食品は産地証明書類及び放射性物質検査証明の添付を必要とすることの説明

- 1 本署 2015 年 4 月 15 日付け FDA 食字第 1041300855 号公告と 1041300613 号公告に基づき、日本から輸入する食品について産地証明書類及び日本から輸入する特定食品について放射性物質検査証明の添付を義務づけることによって、輸入申請を行えるものとするを公告し、公告後 30 日で施行する。
- 2 前述公告に基づき、2015 年 5 月 15 日から（日本で出荷した日を基準にする）、日本から輸入する食品について、以下のいずれかに該当する産地証明及び放射性物質証明を添付することにより、輸入申請を行えるものとする：

(1) 産地証明：

- A. 日本の政府（中央又は地方公共団体）によって発行される産地証明書類、例えば、農林水産省が発行する検疫証明書（産地を都道府県まで注記するもの）、厚生労働省が発行した自由販売証明書及び衛生証明書（産地を都道府県まで注記するもの）又は〇〇県政府、その所属機関が発行する産地証明書（産地を都道府県まで注記するもの）。
- B. 日本の政府（中央又は地方公共団体）が認可／授権／指定／委託した機関によって発行される産地証明書類。例えば、日本の各中央政府（外務省、経済産業省、農林水産省等）の認可／授権／指定／委託を得て、台湾向け製品の産地証明を発行できる商工会議所、農漁協など；又は各地方公共団体の認可／授権／指定／委託を得て、台湾向け製品の産地を証明できる書類を発行できる商工会議所、農漁協など。前述した日本の政府が認可／授権／認定／委託する機関について、日本の政府からまず機関リストを本署に提供するか、ウェブサイト公表すること。リストに掲載されていない者が発行する証明書については、説明 C に基づき処理する。
- C. 日本業者又は民間機関が政府又は政府が授権した機関が発行する産地証明書を提出する場合、本署は日本側又は駐日経済文化代表処を通じ、当該書類の真偽を確認し、本署が内容に間違いがないことを確認した後に、本署が認可する証明書となる。確認するためのフローチャートは次のページで説明するとおり。
- D. 輸入産品に添付する産地を証明する書類は、説明 C に基づいて本署の確認を得た後、その後の輸入について前述産品と同じ製造所で生産された産品は、同じ証明を添付することで輸入を認め、説明 C で再確認する必要がない。

(2) 放射性物質証明

- A. 日本の政府（中央又は地方公共団体）が公表した放射性物質の検査機構

が発行する書類、又はその他日本の政府或いは国際認証機関の認証を受けた放射性物質検査機関が発行する書類。

- B. 放射性物質の検査証明は caesium-134 及び caesium-137 の検出値の合計、検査方法／機器を記入しなければならない。

証明書類確認のフローチャート

